

今号の表紙から

袋中上人ゆかりの地で沖繩エイサー踊り

表紙の写真は、5月11日、いわき市常磐西郷町にある「能満寺(浄土宗)」境内において行われた沖繩の伝統芸能「エイサー」の奉納演舞の様子です。

「エイサー」の起源は、現在の西郷町で生まれた江戸時代初期の名僧袋中上人(たいちゆうしょうにん)が、琉球国(沖繩県)に滞在していた際に、仏典を踊りながら唱える「念仏踊り」を伝えたのが「エイサー」へと発展したとの説があります。

また、「エイサー」の呼び名についても、「エイサー、エイサー、・・・」という囃子からきているという説もあり、起源や呼び名については、現在も検証が続けられているとのこと。

この日、演舞を披露したのは市内各地での慰問公演を目的に来県した東京中野区のエイサー団体「東京中野区新風(あらかじ)エイサー」のメンバーで、袋中上人とゆかりのある能満寺(袋中上人が幼少のころ修学)での公演は欠かせないとして、急遽開催となったものです。

メンバーの多くは、都内に居住する沖繩出身の若い男女です。

「エイサー」の踊りは、袋中上人の故郷いわきのじゃんがら念仏踊りと似ているとも言われていますが、地謡、三線、太鼓、手踊りによる勇壮な演舞は、じゃんがら念仏踊りとはまた一味違って、魂を揺さぶるような力強い躍動感を印象付ける素晴らしい踊りでした。

(執筆・撮影 佐川良平 委員)



農地 Q&A

A Q

農地の貸し借りや売買、転用をする際に必要な手続きは？

農地の貸し借りや売買(農地の権利移動)は、農地法第3条によって規制され、農業委員会の許可が必要になりますので、いわゆる「3条申請」を申請受付日に行ってください。

申請内容の不備等により申請受付日に受理できない場合、申請受付は翌月以降になりますので、お急ぎの際は申請内容の確認など事前にご相談ください。

《農地法第3条の趣旨》不耕作目的(資産保有目的、投機目的等)での農地の権利移動を規制し、農地等が担い手等の生産性の高い経営体によって利用されるように誘導するもの。

農地の転用は、農地を農地以外(住宅、駐車場、資材置場、店舗、植林など)の用途に変更することです。

自らの農地を転用する場合は「4条申請」、他人の農地を転用して権利を移動する場合は「5条申請」の手続きが必要になります。

4条及び5条の許可権者は県知事(4haを超える場合は農林水産大臣)ですが、申請は市町村の農業委員会です。意見を添えて県に提出することになります。

なお、4条及び5条に基づく手続きは、市街化区域内の場合は届出制になります。ご相談いただく際には、対象となる農地が市街化区域の内外いずれに属するかを事前にご確認いただけますことをお勧めします。

《農地法第4条及び5条の趣旨》農地の農業的利用と非農業的利用との調整を図り、農地の荒廃・乱開発を防止して優良農地を確保するためのもの。

手続きの区分	許可	申請	届出
手続きの種類	農地法第3条	農地法第4条・5条	農地法第4条・5条
申請受付日	毎月1日	毎月1日	毎月5日・20日
許可証等交付日	受理当月の末日	受理翌月の17日前後	毎月15日・末日
処理期間	1カ月間	7週間程度	10日間程度

※受付日が閉庁日の場合は翌開庁日、交付日が閉庁日の場合は直前の開庁日になります。

注意

違反転用した場合、重い罰金が課せられます。三年以下の懲役又は三百万以下の罰金(法人は一億円以下の罰金)

【お問い合わせ】 農業委員会事務局農地調整係 (822-7578)